

神奈川県立体育センター等特定事業に係る事業者ヒアリング結果の公表について

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
1	業務要求水準書	P35	競技・練習場の大会時の常設機器・リング等の撤去	フェンシング・ウェイトリフティング・ボクシング競技・練習場について、大会時には3室を一体化させて一体的に利用できるようにして、大会への対応をするとの記載があります。ウェイトリフティング・ボクシング競技・練習場には、常設の機器・リング等が設置されると思料しますが、大会時は常設機器・リング等を撤去する必要があるのでしょうか。また、撤去する場合は、事業者の指示によって、大会主催者が実施するという認識で宜しいでしょうか。	提示している参考レイアウトでは大会規模等を想定し、間仕切りを取り外した場合に必要な面積が確保できるよう配慮しておりますので、基本的に撤去の必要はありません。なお、撤去する場合については、ご理解のとおりです。
2	業務要求水準書	P90	清掃業務の範囲	本館棟において、日常清掃の対象となるエリアをご教示下さい。	各諸室内も含めた全室となります。詳細については入札説明書等に関する質問回答No241関連の別添資料6の清掃業務仕様書や、清掃作業基準表を参照してください。
3	業務要求水準書	P104	一般利用・教職員の研修に係る備品のセッティング	一般利用・教職員の研修に係る備品のセッティングは、利用者間のスムーズな入替えのため、基本的に利用者にて対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。	本館棟で実施される研修では、利用者が備品のセッティングを行いますが、屋内外の競技施設では備品の出し入れ運搬は事業者が行い、セッティングは利用者が対応する考えですが、具体的な運用は事業者の提案に委ねます。ただし、利用者によるセッティングが困難な備品（バスケットゴール、フットサルゴール、サッカーゴール、ラグビーゴールなど）は利用者の申し出により事業者が対応を支援することとなります。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
4	業務要求水準書	P112	屋内プール使用料金	(1)屋内プールにて自主事業を実施する際には、事業者は「専用使用」の料金を支払い、自主事業を実施するとの理解でよろしいでしょうか。 (2)屋内プールは、現行条例上、「1日」「午前」「午後」「夜間」の区分となっていますが、一般利用者への公平な利用環境を提供するため、コース貸し、時間貸し、部分貸しの料金設定としていただけないでしょうか。	(1)についてはご理解のとおりです。 (2)については多様な利用形態が考えられるところから、事業者の提案を踏まえ今後検討します。なお、提案書類の作成時は、現状の利用料金を参考してください。
5	業務要求水準書	P112	ダンス・体操競技・練習場の使用料金	ダンス・体操競技・練習場にて運動教室を実施する際の施設の使用料は、現行条例上の「練習場」の料金を参考にすればよいとの理解でよろしいでしょうか。また、「練習場」には、冷暖房料金・照明料金が設定されていない為、冷暖房料金・照明料金の支払いは不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答No280を参照してください。また、冷暖房料金、照明料金については今後条例で定めることになりますが、個別空調の場合は冷暖房料金を規定する、照明が常時必要な施設は利用料に含めるなど、事業者の提案を踏まえて検討する方向で考えています。
6	業務要求水準書	P112	テニスコートの使用料金	テニスコートの照明設備料金については、現行条例上に記載がありませんが、どのように設定されるお考えでしょうか。また、テニスコートの早朝利用の可否をご教示ください。	類似施設を参考に今後検討します。また、早朝利用については近隣への影響を考慮しながら検討します。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
7	入札説明書等に関する質問回答	No. 6	現体育センターにおける受信管理及び受信方式	現在の管理課事務室、宿直室に設置されている受信管理内容及び受信方式を教えて頂けないでしょうか。 ・受信管理内容：設備異常警報内容(例：受水槽満減水、火災警報等)、水道使用量、電気使用量、ガス使用量の検出区分、空調機発停 ・受信方式：有線方式(各施設の配管を事務室・宿直室に集約し、配線する方式)：無線方式(無線で事務室・宿直室へ警報を飛ばす方式)	受信方式は有線です。 現在の管理課事務室では、火災警報、競技場等散水栓警報及びスポーツアリーナのエレベーター警報の設備異常警報を受信しておりましたが、水道使用量、電気使用量、ガス使用量の検出区分及び空調機発停については受信しておりません。
8	入札説明書等に関する質問回答	No. 35	物価変動によるサービス購入料の改訂	回答内容に「現案のとおりとします」とありますが、物価変動によるサービス購入料の改訂について初回改訂の基準を「現金給与」から「きまって支給する給与」に変更頂けないでしょうか。12月の数値は他の月と比較し、突出して高い数値となっており、平均値から大きく乖離しております。	物価変動をサービス購入料に適正に反映させるため、改訂基準を現金給与からきまって支給する給与に変更します。なお、本回答により入札説明書に係る質問回答No. 35は変更となります。
9	入札説明書等に関する質問回答	No. 71	第2アリーナ・プール棟の職員用事務所の広さ	第2アリーナ・プール棟で想定している職員(貴県及びPFI事業者)は、プール1階受付、プール受付・管理室、2階の事務室・管理室にて従事するとの記載がありますが、20~30人程度のスペースを確保することは困難です。想定されている使い方をご教示下さい。	県の職員は2階事務室・会議室等を想定していますが、提案の時点では、諸室の面積を要求水準どおり確保してください。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
10	入札説明書等に関する質問回答	No. 180	監視カメラ映像の本館棟守衛室での記録	本館棟守衛室にて、本館棟及び宿泊棟のカメラ映像を記録することとなっておりますが、各棟にレコーダーを設置し記録する運用を可として頂けないでしょうか。また、宿泊棟以外の第二アリーナ・プール棟、グリーンハウス、メインアリーナの記録も各棟にて記録を行う事を可として頂けないでしょうか。映像を記録する施設を本館棟に集約すると、機器トラブルの要因となるだけでなく、集約に必要な配線・配管工事が発生し、施設整備費用に多額な費用が発生します。	宿泊棟、第2アリーナ・プール棟、グリーンハウス及びメインアリーナの記録は、各棟にレコーダーを設置し、記録する運用も可とします。なお、業務要求水準書P96(イ)通常警備、10点目のとおり、本館棟の守衛室に整備される監視モニターによるエラー検知が可能な計画としてください。
11	入札説明書等に関する質問回答	No. 198	備品のリース契約承継	備品調達・設置業務においてリース契約が可能とありますが、所有権移転時に貴県がリース契約を事業者から承継する日をご教示ください。備品調達・設置業務において、「所有権移転時には県へのリース契約を承継する」とご回答いたしておりますが、所有権移転時とは、施設整備業務における施設引渡し業務において貴県に引き渡される日と捉えてよいのでしょうか。但し、その場合は、リース費用の支払いはリース契約の契約者となる貴県の負担となると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。それとも、リース契約者は、事業者であり、事業期間中は事業者がリース契約者となってリース料を支払い、事業完了時に貴県が要望された場合は、貴県へリース契約を継承するとの理解でよろしいでしょうか。備品のリース契約に関する考え方(引渡し時期、所有権の考え方等)について、貴県にてご検討されている事業スキームをご教示ください。	リース契約者は事業者であり、事業期間中は事業者がリース契約者となってリース料を支払い、事業完了時に県へリース契約を継承します。ただし、詳細については県と協議を要します。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
12	入札説明書等に関する質問回答	No. 201	引越支援業務における梱包資材と費用負担	引越しに必要な梱包資材は事業者にて用意することとありますが、引越し備品が決定していないため、梱包材などを費用化することは不可能です。このため、負担区分を再考頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。数量等は公表した資料から推測してください。
13	入札説明書等に関する質問回答	No. 335, No. 342	補足資料の添付	「補足資料の添付は不可」と記載されていますが、事業への参画の確実性を高める関心表明書や事業リスクの分析と対応のための保険評価書の添付については、可能との理解でよろしいでしょうか。	添付は不可とします。
14	業務要求水準書	資料6	電気引込み経路の効率化・中央監視設備の業務範囲等	(1) 業務要求水準書 資料6「インフラ図(電力)」では、電気を各棟ごとに引込むようになっておりますが、電気を第2アリーナ・プール棟のみに引込む提案は認められますか。 (2) 質疑No. 182では中央監視設備にて、貴県が整備する施設も含め管理すると表記されておりますが、工事区分を明確にしていただけませんでしょうか。また、操作に関し明解な表記がありませんが、事業範囲は監視だけと解釈してよろしいでしょうか。(関連質疑内容No. 182, 183)	(1) 業務要求水準書6頁ウのとおり、電力、通信等の引き込み、接続計画は事業者提案によることから、電力は第2アリーナ・プール棟のみに引き込む提案も可能です。 (2) 事業範囲は、監視のほか、県が整備する各施設(陸上競技場、補助競技場、スポーツアリーナ、球技場、屋外トイレ・更衣室等)から中央監視設備までの配管配線も含みます。
15	別添資料3-2様式集(提案審査関係)	P2	提出電子データ	「5施設整備業務に関する提案書」の提出電子データをAdobe Acrobat Reader 7.0で対応可能なバージョンとすることは可能でしょうか。	文言等について、他のソフトで編集可能であることを前提として可能とします。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
16	別添資料 3-2様式 集（提案 審査関 係）	様式1-5	要求水準セ ルフチェック項目	これまでの質疑回答により、要求水準書の内容に一部変更があります。その変更内容を踏まえ、要求水準書と矛盾している項目があり、そのままではチェックリストとして活用できないため、要求水準セルフチェックシートの修正版をご提示いただけないでしょうか。	修正した上で参加表明をしているグループに提示します。
17	業務要求 水準書	P8	職員数	入札説明書等に関する質問回答No.71にて県の職員も第2アリーナ1階の受付、プール受付・管理室、2階の事務室、会議室に従事される旨、記載しておりますが、県の職員が従事される居室をご教示願います。さらに事業者と席を並べて従事される場合、仮に受付の居室の中でも仕切りを設けるなど、配慮が必要なのかご教示願います。	県の職員は2階事務室・会議室等を想定しています。同一居室で勤務する可能性はありますが、席を並べて従事することは想定していません。
18	業務要求 水準書	P35	ボクシング 競技・練習 場	競技の出来る公認リングの設置についてご意見をご教示願います。	体育センターで実施を想定している大会規模（県、関東レベル）を想定しボクシングリングの仕様を示しています。内容については業務要求水準書資料26什器備品リストを参照してください。
19	業務要求 水準書	P97	備品管理業 務、保守管 理業務	備品管理業務は、資料26「什器備品リスト」の備品が対象となっていますが、スポーツアリーナ、陸上競技場、補助競技場、球技場の備品管理については事業者の事業対象外という理解でよろしいでしょうか。仮に管理対象にした場合、その備品については性能及び要求水準を確認しないということを前提にした場合、費用の見積が難しいものと料します。	事業範囲外とのご理解のとおりです。資料26をもとに事業者が調達・設置したもの等が対象となります。 なお、スポーツアリーナ、陸上競技場、補助競技場、球技場の備品など、県が別途整備した備品についても、現物確認、修繕などの業務は県が行いますが、日常の運営支援業務等の範囲内での故障等の確認はお願いしたいと考えております。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
20	業務要求水準書	P102	使用料金の徴収業務	利用者から徴収した使用料金は徴収した翌日に県の指定金融機関に納入することになっておりますが、県への引継ぎ等での事故を防ぐ目的で、利用者から徴収した使用料金は、入金機等へその日の分を一旦入金して、その集計結果を県へ報告し、後日金融機関へ納入することで、事故リスクは軽減できますが県はどの様な納入手順を想定されておりますでしょうか。	使用料金は当日中に県職員へ引き継ぐことを基本とし、詳細は今後検討します。なお、実施方針等に関する質問回答書No. 285については本回答に変更します。
21	業務要求水準書	P104	プール監視等業務	「プール監視に必要な監視員を配置すること」と記載がありますが、配置する必要人数の要求水準がなければ、人件費積算に差が出るので、お示し頂きたい。	新たに整備するプールの設備・規模に合わせて適切な人数を事業者が提案してください。なお、現状の監視等業務(清掃、室内温度、水気温や水量点検等)を含む。)は、屋内・屋外両プール運営時は常勤1名、非常勤5名、日々雇用職員4名、屋内プールのみの場合は常勤1名、非常勤5名です。
22	業務要求水準書	P112	自主事業の施設使用枠の決定	自主事業の施設利用枠について、事業者は「優先予約」として対応すること予定していると記載がございますが、確保する枠の数的制限などはございますでしょうか例えは、プールで行う自主事業で占有できるレーン数など、ご教示願います。	自主事業の施設利用枠については、今後、県と事業者で調整することとなります。なお、これまででは翌年度分について前年10月頃より利用団体などと利用調整会議等で調整しています。
23	業務要求水準書	資料26	プール備品	予定している備品リストと引越し備品リストの中に、プールで使用する「コースロープ」が欠如しているように見受けられます。記載漏れで、新規購入備品なのか、もしくは県としての設置を想定していないのかなどご教示願います。	長水路(50m)、短水路(20m)用コースロープを資料26什器備品リストに追加します。50m用コースロープについては、規格をバーニーEHB310コースロープ E6050Fとし、数量はコース数に応じた数とします。20m用についても同様としてください。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
24	その他	-	その他施設	<p>陸上競技場のインフィールドの天然芝管理・球技場の天然芝管理、補助競技場・球技場の人工芝メンテナンス費用など想定される業務の記述が一切ございません。</p> <p>要求水準にないので業務範囲外として、理解して宜しいのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>陸上競技場のインフィールドの天然芝管理・球技場の天然芝管理、補助競技場・球技場の人工芝メンテナンスは、業務要求水準書P88(3)外構施設維持管理業務、P103ウ(ア)施設管理業務として、業務範囲に含みます。天然芝の刈込みや施肥の頻度等の条件は事業者提案となります。</p> <p>＜参考・現状＞</p> <p>陸上競技場のインフィールドのみの利用及びローン球技場の利用の期間は、5月15日から11月30日までとしており、その他の期間は養生期間となります。また、利用期間の5月15日から10月31日までは週8時間、11月1日から11月30日までは週4時間の利用までとしています。なお、踏圧による芝生の損傷等が少ない種目（ゲートボール等）は、この適用除外としています。その他、陸上競技大会で陸上競技場のインフィールドを利用する場合は、この適用除外とともに、養生期間における利用も可能としています。</p>
25	入札説明書等に関する質問回答	No.224	経常修繕の内容	質問回答224にて「更新」は本事業の対象外のことですが、例えば、熱源設備の冷温水ポンプの交換やコンプレッサーの交換は更新と考えてよろしいでしょうか。	熱源設備の冷温水ポンプの交換は更新ですが、コンプレッサーの交換は修繕となります。 なお、経常修繕の要求水準については、入札説明書等に関する質問回答No. 223、No. 227のとおりですが、別紙のとおり補足します。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
26	業務要求水準書	P95	警備員の配置とイメージ	警備の配置について、時間設定が無い為、県が想定している配置や時間設定を頂けないでしょうか。	警備員の配置や時間については事業者提案とします。 なお、本館棟については、開庁時間帯であっても、入退館者が少ない時間帯は、従業員が守衛室を一定時間不在とし、施設内を巡回するなど、守衛室に常に人員を配置する形態は想定しておりません。
27	業務要求水準書	P56	警備員の配置とイメージ	「中央監視設備の監視・操作等は、開庁時間内は事業者が、他の時間は県が行うため、」とありますが、閉庁時間は、県の職員は本館棟の守衛室に何名ぐらい在室しているのでしょうか？	開庁時間外に県職員が中央監視設備の監視・操作等を行うことは想定していません。業務要求水準書56頁(セ)の3点目を次のとおり修正します。 ・中央監視設備の監視・操作等は、維持管理期間中は事業者が行いますが、非常時や維持管理期間終了後は県が行うことも想定されるため、容易に操作が可能となるようオペレーションマニュアルの整備を行うこと。
28	業務要求水準書	資料23	グリーンハウス現状	現状の外壁、内壁(漆喰壁部分)、天井等の調査資料がありましたらご提示いただけないでしょうか。	2007年の現況調査業務報告書の一部を参考までに開示します。
29	業務要求水準書	P62	外構の歩行者用通路	業務要求水準書に、廊下、トイレに原則手摺を設置するとありますが、屋外通路のどの部分に設置が必要でしょうか。具体的にお教えください。	本館棟南側から芝生広場ボール投げ検査場と一輪車による検査場への通路に適宜提案してください。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
30	業務要求水準書	資料20	外構の既存利用、既存樹木の保存	(1) 外構参考図(囲障計画図、舗装計画図)に事業新規囲障工事範囲が記載されていますが、現状を確認の上、利用可能なものは補修再利用することは可能でしょうか。 (2) 新築部分については、既存樹木の伐採も検討しています。特に保存が必須と考えている樹木がありましたらお教えください。	(1) 外構については基本的には全て作り替えることを想定しています。 (2) 樹木については業務要求水準書資料19「許可申請に係る留意事項」5-(1)-ウに記載のとおり、特に本館棟前の国道から続く敷地内通路に接道している大木、既存宿泊棟玄関周りにある大木、敷地南側の桜に配慮した計画としてください。
31	業務要求水準書	P49	テニスコートの照度	テニスコートの照度は事業者の提案によると考えて良いでしょうか。	競技や練習に必要な照度を確保することとし、事業者提案とします。
32	業務要求水準書	P31, 資料24	プールの計時装置	業務要求水準及び資料24の必要諸室及び仕様等リストに計時装置の記載がありません。今回は計時装置は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	計時装置の設置は現時点では不要と判断しておりますが、将来、プール両端にタッチ板が設置可能となるよう提案してください。
33	業務要求水準書	P25	敷地全体の平均地盤面	第2アリーナ・プール棟について、西側隣地への日影に配慮することとありますが、現状の敷地全体の平均地盤面とその計算根拠資料をご提示ください。	参考として、スポーツアリーナの計画通知に係る資料を開示しますが、事業者において平均地盤面を算定し提案を行って下さい。
34	業務要求水準書	資料24のP14	プールの照度基準	プールの照度基準は1500ルクスとなっておりますが、日本水泳連盟の公認プール施設要領に記載がある、標準プールの照度基準に則り、600ルクスとして提案することは可能でしょうか。	資料24の11頁、プールの照度基準(1x)は600に訂正します。競技、練習及び監視員業務に、必要な照度を確保してください。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
35	入札説明書、入札説明書等に関する質問回答	P11参加資格要件確認基準日等, P19落札者の決定, No. 419	代表企業、構成員あるいは協力企業が参加資格要件を欠いた場合の応募グループに対する措置	代表企業、構成員あるいは協力企業が参加資格要件を欠いた場合の応募グループに対する措置について、「入札説明書」、「基本協定書(案)」、「神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問および回答について」にそれぞれ取り扱いが記されていますが、入札説明書の記載内容を正とする理解でよろしいでしょうか。また、その場合、基本協定書(案)第5条第6項における既定の対象者は「落札者のいずれか」ではなく、「代表企業」のみとなるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書を正とします。基本協定書(案)第5条第6項における規定の対象者は「落札者のいずれか」ではなく、「代表企業」となります。
36	入札説明書等に関する質問回答	No. 244	経常修繕	「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施すること(事務所_15,000形Case3を参考のこと)とありますが、事業期間15年間に記載の無い項目については、修繕・更新が無いものとし事業開始後必要と成了った項目については、県の予算にて機能回復を行うという考え方で宜しいでしょうか。	「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載のないプールのろ過装置等の修繕・更新については、事務所_15,000形Case3を参考としつつ、事業者の提案によります。
37	入札説明書等に関する質問回答	No. 66, 87	県が改修する施設の維持管理	県が改修する予定の「その他施設」について、今後改修の内容が決定されると思われますが、新しい設備が追加設置された場合や仕様が変更された等の場合には、維持管理費用については県が負担していただけるという認識でよろしいでしょうか。	その他施設の維持管理費の負担は事業者となります。新しい設備の追加や仕様の変更等に伴い、維持管理費に増減が生じる場合は、費用負担について、県と事業者で協議する考えです。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
38	業務要求水準書	No. 60, 61, 62	既存杭撤去	公告資料別紙-12にて示して頂いた総合教育センター創建時構造図の一部以外に既存杭の有無及び仕様を質疑させて頂きましたがご回答頂けませんでした。上記公開資料にて確認できる既存杭以外の撤去費用については地中障害として別途精算対象として見積対象外とさせて頂きます。上記不可の場合、公開資料以外の既存杭撤去に関するご指定金額とその想定内訳をご教示下さい。	入札説明書等に係る質問回答No. 60, 61, 62を修正し、既存杭にかかる関連資料を開示します。
39	業務要求水準書	資料32	宿泊棟北東部敷地の工事利用可能時期	「神奈川県立体育センター再整備事業 ローリング図」に示していただいている宿泊棟北東部のPFI工事エリアについて、PFI工事期間通期において仮設事務所や作業員駐車場、資材ヤードなどの仮設利用が可能と考えてよろしいでしょうか。	近隣住民への配慮や、県が別途実施する工事との調整等を考慮すると、利用は困難と考えています。
40	業務要求水準書	資料19	尊守すべき法令等	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」について。今回、宿泊棟の用途がホテル、旅館、店舗（飲食）に該当した場合、緑化指導基準の対象となる建築物に該当すると考えられます。敷地面積の20%以上の緑化が求められ、敷地面積が広大であるため敷地の範囲を限定し20%以上の緑化とすることは可能でしょうか。	緑化の条件は、行政担当窓口との協議によりますが、これまで県が行った協議・事前相談の結果に基づき作成した資料19「許認可申請に係る留意事項」P 4の「5 緑化協議等」（1）神奈川県県有施設の緑地率確保に関する実施要綱や（2）藤沢市緑の保全緑化の推進に関する条例に記載のとおり、対象を敷地全体としています。 なお、宿泊棟の用途も、教育研究施設を想定しております。 また、資料19のP 4「5 緑化協議等」のとおり、本事業の施設は「藤沢市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例の緑化基準」（20%）とともに、「神奈川県県有施設の緑地率確保に関する実施要綱」（25%）の対象となり、緑化率の条件が異なることに留意してください。

No	資料	ページ等	項目	質問	回答
41	業務要求水準書	資料21	外構計画	自転車等駐車場の台数については、公告資料21に記載されている台数を守るという理解でよろしかったでしょうか。「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」（自転車等駐車場の整備基準）に基づく場合は各棟の面積計上の算定根拠をご教授ください。	資料21で示した自転車等駐車場は例として示したもので、台数の条件は資料19「許認可申請に係る留意事項」P2、2(5)「自転車等駐車場に記載のとおり「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」第40条を遵守し、行政担当窓口との協議によります。なお、これまでの県が行った協議内容をP2～3に参考として示していますので参照してください。また、条例40条に基づく対象棟は中高層建物となる本館棟及び宿泊棟が見込まれ、同条に基づく県の試算では約200台程度と想定していますが、事業区域のこれまでの状況等を踏まえ、今後、行政担当窓口と協議することになります。
42	業務要求水準書	P102	使用料金の収受	利用者から利用料金を收受する際に現金以外にクレジットカードやICマネー等の決済など想定されておりますでしょうか。宿泊料金は、利用者からの要望も出てくるものと思います。考え方をご教示下さい。	利用料金の收受は、現金領収が原則とされており、クレジットカードやICマネーの決済は想定していません。なお、利用料金の取扱いについては、本質問回答No.20を参照してください。
43	別添資料 3-2様式集（提案審査関係）	様式3	テニスコート更衣室	様式集（提案審査関係）様式3では、第2アリーナ・プール棟、本館棟、宿泊棟等の設計図書の提出が求められていますが、テニスコート更衣室に関する記述がありません。テニスコート更衣室の設計図書の提出は、不要という理解でよいでしょうか。	テニスコート更衣室はPFI事業での整備となりますので、様式3ではテニスコート更衣室を含めた設計図書を提出してください。なお、様式3-8外観透視図については、本回答から提出期限まで期間が短いことからテニスコート更衣室の反映は任意とします。